

発行  
公社埼玉県接骨師会  
企画総務部

# 埼接ミニ情報

## 25年2月号

早いもので平成25年もはや2ヶ月が過ぎようとしています。今年の冬は特に寒さが厳しく、新潟を中心とする日本海側や東北・北海道からは連日のように大雪の様子が届いています。埼玉県でも何度か雪は降りましたが、北国の実情を思うと寒いとはいえ「日差しのありがたさ」というものを本当に実感いたします。

3月に入ると「啓蟄」を迎え、様々なものが動き出す時期となります。昨年10月に開催され、その後衆議院総選挙などもあり2回目の開催が遅れていた「社会保障審議会医療保険部会 柔道整復療養費検討専門委員会」が3月15日に全国都市会館にて15時から開催されることが決定しました。まさに新たな動きに期待するところです。

埼接におきましても年度末に入り、来年度の事業計画案、予算案が出来上がりつつあります。会員の皆様からの貴重な限られた会費ですから、より有効に使うことが理事者の使命です。まず、今までの全ての事業（公益目的事業・収益事業等・法人会計）の客観的評価を行い、それに基づいて、結果を実現できる具体性を持った事業計画の作成に努めています。今後は、これらの事業が計画通り行われ、予定通りの効果を生じているかを年度途中でも検証できる「評価法」の確立が必要になります。そして、その結果に基づき、年度内でも事業の見直し・変更をスピード感を持って行わなければなりません。

業界の現状を考えれば「待ったなし」の状況です。本会の運営においてもより具体的効果を実現するために、企業的戦略性を持って会員や業界を守っていかなくてはならないと考えています。皆様の更なるご理解とご協力をお願いいたします。

### 【第2回役員選挙規程検討委員会開催】

1月10日の第1回に引き続い、1月30日(水)第2回役員選挙規程検討委員会が開催されました。今回で検討委員会としての規程案が出来上がり、2月15日の理事会に上程され承認されました。

2回の検討委員会を通して主に議論となった点を列挙します。

- ・従来の社団選挙との違い　・期日前及び当日投票の方法　・役員の選任方法
  - ・代表理事の選任方法　・立候補者の推薦方法　・定数に満たない場合はどのようになるか など
- この委員会では非常に活発な意見交換がなされ、最終的に委員会としての意見が纏まりました。この規程を補う内規は検討委員会の意見を尊重し理事会で定めることになります。また選挙運動に関する詳細については選挙管理委員会が理事会の決議を経て定めることとなります。

### 【第1回選挙管理委員会開催】

役員選挙規程に基づき第1回の選挙管理委員会が2月25日開催されました。

まず委員の互選により委員長が選任され、次に役員から選挙規程について説明がなされた後、委員長を中心に今後の運営等について審議されました。

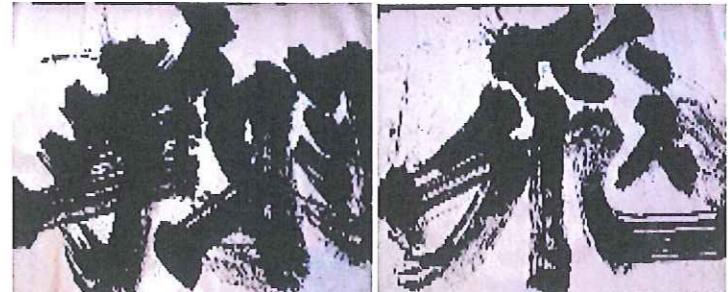
先月号でも書きましたが、5月の総会は役員選挙の方法が従来とはかなり違ってきます。公益社団法人として法律に則り、尚且スムーズな選挙がおこなわれる事を目標に、選挙管理委員会または執行者においては会員への事前周知に出来るだけ努めていきたいと考えています。また、会員の皆様におかれましても、今後送付されます選挙に関する文書等何卒ご熟読の程をお願いいたします。

### 【各支部で忘年会・新年会開催】

昨年末から、新年にかけて県内各支部において、政治家や行政そして関連医療団体の方々をお招きし忘年会・新年会が開催されました。各地域におけるこのような活動は政治活動と同様に我々柔道整復師、そして公益社団法人の会員に対する正しい理解を得る非常に重要な機会だと考えています。本会としましてもコンプライアンスを守りつつ尚且つ支部活動が更に活性化する方法を皆さんと一緒に考え、取り入れていきたいと思っています。

### 【第5回市民公開講座開催】

第5回市民公開講座が平成25年2月23日（土）春日部駅前の東部地域振興ふれあい拠点施設多目的ホールにて一般の方々320名が参加し開催されました。今回は「親子の絆」をテーマに、ダウン症の書家金澤翔子さんとお母さんの泰子さんをお招きし、書の実演と講演をして頂きました。会場には翔子さんと同じダウン症のお子様とそのご家族の方々が大勢見受けられました。泰子さんの講演は体験したものでしか話せない感動あふれるものでした。また、翔子さんの明るく人見知りしない様子はとても可愛らしいものでした。当日書いていただいた「飛翔」の文字は表装し後日会館に展示する予定です。



『当日書かれた 翔子さんの作品』

### 【保険部】 Q&A

- Q:骨折の患者を初検から施術していますが、同意が初検日から数日後となっていました。  
同意前の後療は算定できますか？  
A:柔道整復師法第17条（施術の制限）に柔道整復師は医師の同意を得た場合のほか、施術をしてはならない。ただし応急手当をする場合はこの限りではないとあります。したがって、応急手当て後に継続して後療を行う場合には医師の同意が必要です。

### 《今後の主な行事》

- ①平成25年3月10日（日）午前9時～関東学会『群馬音楽センター』
- ②平成25年4月13日（土）第1回埼接アスレチックトレーナー研修会
- ③平成25年5月19日（日）定時総会 『東部地域振興ふれあいセンター（春日部市）』
- ④平成25年5月26日（日）埼接柔道大会 『深谷ビッグタートル』